

奈良市公報

号外 第 21 号

平成23年11月9日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 则

- 奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 1
○奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則及び奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則の一部を改正する規則 2
○奈良市介護保険規則の一部を改正する規則 2
○奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則 3

告 示

- 一般競争入札の実施 3
○総合評価落札方式一般競争入札の実施 4
○奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定 6
○放置自転車等の保管（2件） 6
○奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示 6
○奈良市指定管理者選定委員会設置要綱の一部を改正する告示 7
○奈良市産業廃棄物処理計画作成指導要綱の一部を改正する告示 7
○奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示 26
○奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱の一部を改正する告示 26
○放置自動車の処分等 26
○放置自転車等の保管 26
○奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示 27
○「奈良市債権整理方策検討業務」制限付一般競争入札募集要項 27
○放置自転車等の保管 30
○道路の位置の一部廃止 30
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出 30
○生活保護法の規定による施術者の指定 30
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定 30
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出 31
○市有財産の公売 31
○奈良市幼保再編検討委員会設置要綱 33
○放置自転車等の処分 33
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出 34

止の届出 34

○生活保護法の規定による医療機関の指定 34

○放置自転車等の保管 34

○道路の位置指定 34

○放置自転車等の保管（2件） 34

○開発行為に関する工事の完了 35

○身体障害者福祉法に規定する医師の指定 35

○奈良市つどいの広場事業実施要綱の一部を改正する告示 35

○平成23年度国民健康保険料の保険料率の決定 35

○平成23年度国民健康保険料の減額の額の決定 35

○開発行為に関する工事の完了 36

○平成23年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算の要領 36

監 査

○包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名等 37

公 営 企 業

○一般競争入札の実施 37

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定（2件） 38

選挙管理委員会

○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧 38

○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧 38

農 業 委 員 会

○農政部会の招集 38

規 则

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年5月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第45号

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例（平成22年奈良市条例第58号）の施行期日は、平成23年6月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成23年5月26日掲示済）

奈良市公報

平成23年11月9日
(水曜日)

号外第21号

奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則及び奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第46号

奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則及び奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則の一部を改正する規則

(奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則の一部改正)

第1条 奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則(昭和30年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「企画環境委員長」を「環境消防委員長」に改める。

(奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則の一部改正)

第2条 奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則(昭和42年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「企画環境委員長」を「環境消防委員長」に改める。

附 則

別記第20号様式(その1)中

負担限度額 申請事由	1 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下のもの等 2 市町村民税世帯非課税者であって、1に該当する以外のもの 3 その他()
---------------	--

(あて先) 奈良市長

上記のとおり食費・居住費に係る負担限度額認定の申請をします。

年 月 日

住 所

申請者 電話番号

氏 名 (印)

を

負担限度額 申請事由	1 次のいずれかに該当するため ア 老齢福祉年金受給者 イ 生活保護等の受給者(年 月 生活保護等開始) 2 世帯全員が住民税非課税で、被保険者の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のため 3 世帯全員が住民税非課税で、2に該当しないため
---------------	--

(あて先) 奈良市長

上記のとおり食費・居住費に係る負担限度額認定の申請をします。

負担限度額認定のため、世帯全員の住民税課税状況を関係機関に照会することについて同意します。

年 月 日

住 所

被保険者

氏 名 (印) 電話番号

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に奈良市消防団員等公務災害補償審査会又は奈良市消防賞じゅつ金等審査会の委員に任命又は委嘱されている者は、この規則による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則又は奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則の規定に基づき任命又は委嘱されたものとみなす。

(平成23年5月26日掲示済)

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第47号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則(平成12年奈良市規則第30号)の一部を次のように改正する。

奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第48号

奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市地域包括支援センター運営事業実施規則(平成18年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第6号を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成23年5月31日掲示済)

告 示

奈良市告示第279号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成23年5月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

第11号市営住宅建替に伴う敷地整備工事(E工区)ほか30件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)**

(1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。(電子入札参加に必要な資格)

(1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負

契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市における競争入札参加資格が土木C-2に格付けられていること。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成23年5月19日までは閲覧コーナー、同月20日以降は契約課窓口

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違のある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
ク 直接総務部契約室契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない場合

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 郵便入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年5月19日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を契約課(場合によっては閲覧コーナー)に持参してください。

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通

知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、
入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年5月20日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成23年5月16日から5月19日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

平成23年5月20日までに入札参加申請者に通知します。

(3) 入札書の提出期間

平成23年5月26日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ 内訳書の日付が開札日でない入札
- カ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成23年5月16日掲示済)

奈良市告示第280号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により次のとおり公告します。

平成23年5月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 三条線（三条工区）街路改良工事及び公共下水道築造工事（単2）
- (2) 工事場所 奈良市下三条町地内
- (3) 工事概要 工事延長L=85.0m 計画幅員W=16.0m
仮設工 一式 撤去工 一式 土工 一式 電線共同溝工 一式 補装工 一式 排水構造物工 一式 縁石工 一式 防護柵工 一式 道路付属物工 一式 既設合流管移設工 一式 汚水管布設工 一式

(4) 工事期間 契約の日から平成24年3月26日までとする。

(5) 予定価格 93,555千円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限基準価格 75,164千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 次の条件を全て満たしていること。

- ア 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- イ 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級がAに格付されていること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- オ 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある監理技術者が配置できること。

(2) 技術提案書の提出

入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書、別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。

ア 施工計画について

イ 企業の施工能力等について

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成23年5月16日から平成23年7月4日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課

なお、設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。

4 開札の場所

奈良市役所 入札室

平成23年7月5日 午前9時30分

5 技術提案書の提出期限等

- (1) 提出期限 平成23年6月6日 午後4時まで
- (2) 提出場所 奈良市総務部契約室技術監理課
- (3) 提出部数 1部 (ただし、施工計画に係る技術的所見については、2部又は電子データ(PDFファイル))
- (4) 提出方法

封筒に密封の上、持参に限ります。郵便及び電送(ファクシミリ等)によるものは受け付けません。

技術提案書等の宛名は、「奈良市長」とする。

技術提案書等は、封筒に入れ、封筒の表に「技術提案書在中」と明記し、併せて工事名及び会社名又は共同企業体名を記入する。封筒は、代表者の印又は共同企業体代表者の印で封印すること。

- (5) 作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 電子入札に関する事項

- (1) 電子入札の入札参加申請期間

平成23年5月16日から平成23年5月19日までの午前9時から午後5時まで

- (2) 電子入札の入札参加確認通知日

平成23年5月20日

- (3) 入札書の提出期間

平成23年6月21日から平成23年7月4日まで (奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。) の午前9時から午後5時まで

- (4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書

エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札

オ 内訳書の日付が開札日でない入札

カ 内訳書に工事件名のない、又は間違のある入札

キ その他市長の定める入札条件に違反した入札

- (5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、平成23年5月16日から平成23年5月19日までの午前9時から午後5時までに、奈良市電子入札システムにおいて入札参加申請を行ってください。

9 入札参加資格の審査

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

10 落札者の決定方法等

- (1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準

本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び

加点基準は、次のとおりとします。

ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を20点として評価するものとします。

イ 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目	加点基準
施工計画 (12点)	安全管理 現地条件等を踏まえ安全管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。
	施工管理 施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる。
企業の施工能力等 (8点)	企業の施工能力 表彰実績
	ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得
配置予定技術者の実績	同種工事の施工経験
	地域精通度 本店の所在地、地域内工事の実績
社会貢献・地域貢献	災害協定の締結

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行います。

エ 評価内容の担保

① 受注者の責により入札時の技術提案の内容が履行されない場合は、その項目に応じしゅん工時の工事成績評定において評価点計を減ずるものとします。

② 配置予定技術者の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ、しゅん工時の工事成績評定における評価点計を10点減点します。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格であり、かつ、2の(2)の技術提案書の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

(3) 落札者の決定通知

平成23年7月8日までに、入札参加者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 上記に定めないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約室契約課
電話 0742-34-4743

(平成23年5月16日掲示済)

奈良市告示第281号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年5月16日

奈良市長 仲川元庸

名称	代表者氏名	所在地	指定日
竹田設備工業	竹田 格	奈良県宇陀市榛原 萩原731番地の1	平成23年 5月12日

(平成23年5月16日掲示済)

奈良市告示第282号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年5月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年5月15日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認でき

るもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内
は無料）

8 連絡先

奈良市都市整備部都市計画室交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成23年5月16日掲示済)

奈良市告示第283号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年5月17日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年5月17日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年5月17日掲示済)

奈良市告示第284号

奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年5月17日

奈良市長 仲川元庸

奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成13年奈良市告示第133号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

整形靴	下肢が不自由な者	難病患者等の身体状況 を十分踏まえたもので あって、必要な強度と 安定性を有するもの
-----	----------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年5月17日から施行する。
(経過措置)

- 2 この告示による改正後の奈良市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱別表第1の規定は、平成23年4月1日から適用する。

(平成23年5月17日掲示済)

奈良市告示第285号

奈良市指定管理者選定委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年5月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定管理者選定委員会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市指定管理者選定委員会設置要綱(平成19年奈良市告示第157号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を加え、附則に次の1項を加える。

(平成23年度に統廃合される市が出資する財団法人が指定管理する公の施設に係る指定候補者の選定における委員会の組織に関する特例)

2 平成23年度に統廃合されることにより地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を取り消されることとなる市が出資する財団法人が同項の規定により管理する公の施設について、当該財団法人の業務を承継することとなる団体を当該施設に係る残りの指定期間の指定管理者の候補者として選定する委員会は、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長が任命する委員3人をもって組織するものとする。

附 則

この告示は、平成23年5月18日から施行する。

(平成23年5月18日掲示済)

奈良市告示第286号

奈良市産業廃棄物処理計画作成指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年5月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市産業廃棄物処理計画作成指導要綱の一部を改正する告示

奈良市産業廃棄物処理計画作成指導要綱(平成14年奈良市告示第266号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3次奈良県産業廃棄物処理基本計画」(平成12年3月策定。以下「基本計画」という。)を「第2次奈良県廃棄物処理計画」(平成20年3月策定。以下「廃棄物計画」という。)に改める。

第4条中「多量排出事業場」を「事業場」に改め、同条に次の1項を加える。

2 多量排出事業者は、廃棄物計画に定める産業廃棄物最終処分量の減量化目標を達成するために必要な計画を策定するものとする。

第5条から第7条までを次のように改める。

(処理計画の提出)

第5条 多量排出事業者は、当該年度の6月30日までに、排出する産業廃棄物の区分に応じ、次の事項を記載した

産業廃棄物処理計画書(別記第1号様式)又は特別管理産業廃棄物処理計画書(別記第2号様式)を市長に提出するものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 計画期間

(3) 現に行っている事業に関すること。

(4) 処理に係る管理体制

(5) 排出の抑制に関すること。

(6) 分別に関すること。

(7) 自ら行う再生利用に関すること。

(8) 自ら行う中間処理に関すること。

(9) 自ら行う埋立処分又は海洋投入処分に関すること。

(10) 処理の委託に関すること。

(実施の状況の報告)

第6条 多量排出事業者は、毎年6月30日までに、前年の4月1日から当該年の3月31日までの1年間の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理に関し、排出する産業廃棄物の区分に応じ、産業廃棄物処理計画実施状況報告書(別記第3号様式)又は特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(別記第4号様式)を市長に提出するものとする。

(計画及び実施の状況の公表)

第7条 多量排出事業者のうち、前年度の発生量が産業廃棄物にあっては1,000トン以上、特別管理産業廃棄物にあっては50トン以上のものが提出若しくは報告した計画及び実施の状況については、奈良市ホームページにおいて公表するものとする。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

提出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項及び奈良市産業廃棄物処理計画作成指導要綱第5条の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
計 画 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事 業 の 種 類	日本標準産業分類の区分		
②事 業 の 規 模	製造品等出荷額、元請完成工事高、病床数 等 (年度) 万円 ・ 病床		
③従 業 員 数	人		
④産業廃棄物の一連の処理の工程			

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(年度) 実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	(1)
	排出量	t
	産業廃棄物の種類	(3)
	排出量	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	(1)
	排出量	t
	産業廃棄物の種類	(3)
	排出量	t
(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	(1)	(2)
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	産業廃棄物の種類	(3)	(4)
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
		【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類	(1)	(2)
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	産業廃棄物の種類	(3)	(4)
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	(1)	(2)
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	産業廃棄物の種類	(3)	(4)
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
		【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類	(1)	(2)
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第4面)

	産業廃棄物の種類	(3)	(4)
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	(1)	(2)
①現状	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	産業廃棄物の種類	(3)	(4)
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	(1)	(2)
②計画	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	産業廃棄物の種類	(3)	(4)
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	(1)	(2)
①現状	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t

(第5面)

認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
産業廃棄物の種類	(3)	(4)
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t

(これまでに実施した取組)

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	(1)	(2)
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
産業廃棄物の種類	(3)	(4)
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t

(今後実施する予定の取組)

(第6面)

取 受 印	※	備 考	※	事 業 所 番 号	※
-------------	---	--------	---	-----------------------	---

※ 欄には何も記入しないこと。

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量等が下記のものについて事業場ごとに1枚作成すること。
 - (1) 前年度の産業廃棄物総発生量が500トン以上の事業場
 - (2) 資本金が4千万円以上で建設業を営むもの
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第3号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が5以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

第2号様式(第5条関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

提出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項及び奈良市産業廃棄物処理計画作成指導要綱第5条の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称							
事業場の所在地							
計画期間	年	月	日	から	年	月	日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	日本標準産業分類の区分					
②事業の規模	製造品等出荷額、元請完成工事高、病床数 等 (年度) 万円 ・ 病床					
③従業員数	人					
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程						

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	(1)	(2)
	排 出 量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	(3)	(4)
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	(1)	(2)
	排 出 量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	(3)	(4)
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度(年度) 実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	(1)
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	特別管理産業廃棄物の種類	(3)
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
	【目標】	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	(1)
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	特別管理産業廃棄物の種類	(3)
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	
	【目標】	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度(年度) 実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	(1)
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t
	特別管理産業廃棄物の種類	(3)
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	(1)
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t

(第4面)

	特別管理産業廃棄物の種類	(3)	(4)
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	(1)	(2)
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	(3)	(4)
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	(1)	(2)
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類	(3)	(4)
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	(1)	(2)
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t

(第5面)

		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		特別管理産業廃棄物の種類	(3)	(4)
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		(これまでに実施した取組)		
②計画		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	(1)	(2)
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		特別管理産業廃棄物の種類	(3)	(4)
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		

(第6面)

取 受 印	※	備 考	※	事 業 所 番 号	※
-------------	---	--------	---	-----------------------	---

※ 欄には何も記入しないこと。

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量等が下記のものについて事業場ごとに1枚作成すること。
 - (1) 前年度の特別管理産業廃棄物総発生量が50トン以上のもの
 - (2) 医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院のうち許可病床数が150床以上のもの
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が5以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

別記第2号様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式(第6条関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

提出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項及び奈良市産業廃棄物処理計画作成指導要綱第6条の規定に基づき、
年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
事 業 の 種 類	日本標準産業分類の区分
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	t	全 処 理 委 託 量	t
自 ら 再 生 利 用 を 行 う 产 業 廃 弃 物 の 量	t	優 良 認 定 処 理 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
自 ら 热 回 収 を 行 う 产 業 廃 弃 物 の 量	t	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
自 ら 中 間 処 理 に よ り 減 量 す る 产 業 廃 弃 物 の 量	t	認 定 热 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
自 ら 埋 立 处 分 又 は 海 洋 投 入 处 分 を 行 う 产 業 廃 弃 物 の 量	t	認 定 热 回 収 業 者 以 外 の 热 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
※事務処理欄			

(第2面)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類:)	
不要物等発生量	有償物量	自ら直接 再生利用した量	② 0
排出量	自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	③ 0	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
項目	実績値	自ら中間処理 した量	自ら中間処理した 後の残さ量
①排出量	0	④ 0	⑥ 0
②+⑧自ら再生利用を行つ た量	0	④のうち熱回収 を行った量	自ら中間処理によ り減量した量
⑤自ら熱回収を行つた量	0	⑤ 0	⑦ 0
⑦自ら中間処理により減 量した量	0	③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行つた量	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量
⑩全処理委託量	0	⑩ 0	⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量
⑪優良認定処理業者への 処理委託量	0	⑫ 0	⑪のうち優良認定 処理業者への 処理委託量
⑫再生利用業者への処理 委託量	0	⑬ 0	⑭ 0
⑬熱回収認定業者への処 理委託量	0	⑮ 0	⑯ 0
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量	0	⑯ 0	⑰ 0
⑮自ら中間処理した後 再生利用した量	⑧ 0	⑯ 0	⑰ 0
⑯自ら中間処理した後 再生利用した量	⑫ 0	⑰ 0	⑱ 0
⑰自ら中間処理した後 再生利用した量	⑬ 0	⑱ 0	⑲ 0
⑱自ら中間処理した後 再生利用した量	⑯ 0	⑲ 0	⑳ 0
⑲自ら中間処理した後 再生利用した量	⑰ 0	⑳ 0	㉑ 0
㉑自ら中間処理した後 再生利用した量	㉒ 0	㉒ 0	㉓ 0

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

第4号様式(第6条関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

提出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項及び奈良市産業廃棄物処理計画作成指導要綱第6条の規定に基づき、年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	
事 業 場 の 所 在 地	
事 業 の 種 類	日本標準産業分類の区分
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	年 月 日から 年 月 日まで

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(第2面)

計画の実施状況		(特別管理産業廃棄物の種類 :)	
不要物等発生量	有償物量	自ら直接 再生利用した量	自ら中間処理した後 再生利用した量
		② 0	⑧ 0
排出量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
	③ 0	⑫ 0	⑩のうち再生利用 業者への処理委託量 0
項目	実績値	自ら中間処理 した量	自ら中間処理した 後の残さ量
①排出量	0	④ 0	⑥ 0
②+⑧自ら再生利用を行つ た量	0	⑤のうち熱回収 を行つた量	⑨ 0
⑤自ら熱回収を行つた量	0	⑦自ら中間処理によ り減量した量	⑩ 0
⑦自ら中間処理により減 量した量	0	⑧直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑪ 0
③+⑨自ら埋立処分を行つ た量	0	⑩全処理委託量	⑫ 0
⑩優良認定処理業者への 処理委託量	0	⑪のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	⑬ 0
⑫再生利用業者への処理 委託量	0	⑬熱回収認定業者への 処理委託量	⑭ 0
⑬熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量	0	⑭のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	⑮ 0

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年5月18日から施行する。
(経過措置)
2 この告示による改正後の奈良市産業廃棄物処理計画作成指揮要綱別記第3号様式及び第4号様式の規定は、平成22年度以後の年度分の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理に係る実施状況報告書について適用する。

(平成23年5月18日掲示済)

奈良市告示第287号

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年5月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成17年奈良市告示第528号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年5月18日から施行する。
(経過措置)
2 この告示による改正後の奈良市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱別表第1の規定は、平成23年4月1日から適用する。

(平成23年5月18日掲示済)

奈良市告示第288号

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年5月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱（平成22年奈良市告示第340号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成22年7月1日以後に」を削る。

第7条第1項中「基準適合自転車を購入した年度の3月31日までに」を削り、「窓口」を「市長」に改め、同条第

2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める期間にしなければならない。

- (1) 平成23年4月1日から同年9月15日までに基準適合自転車を購入した者 平成23年6月1日から同年9月30日まで
(2) 平成23年9月16日から平成24年2月29日までに基準適合自転車を購入した者 平成23年11月1日から平成24年3月16日まで

附 則

この告示は、平成23年5月18日から施行し、この告示による改正後の奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱の規定は、同日以後に申請される補助金について適用する。

(平成23年5月18日掲示済)

奈良市告示第289号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定により廃物と認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成23年5月19日

奈良市長 仲川元庸

1 放置場所

1号物件	奈良市佐保台西町地内
------	------------

2 自動車の種類

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車体番号
1号物件	三菱	パジェロ	普通	白	なにわ300 や3625	V45- 4200186

3 処分年月日

平成23年6月2日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

観光経済部観光振興課 電話0742-34-1111

(平成23年5月19日掲示済)

奈良市告示第290号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年5月19日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年5月19日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年5月19日掲示済)

奈良市告示第291号

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年5月19日

奈良市長 仲川元庸

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱（平成12年奈良市告示第325号）の一部を次のように改正する。

第1条中「認められる者」の次に「及び生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている者（以下「生活保護等受給者」という。）」を加える。

第3条中「（生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている者及び旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者を除く。ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。）」を削り、「確認した者」の次に「及び生活保護等受給者」別記第1号様式中

- 1 特別養護老人ホーム（旧措置入所者の該当 該当・非該当）
個室の種別（ユニット型個室・ユニット型準個室・従来型個室・多床室）
2 在宅サービス（訪問介護の経過措置への該当 該当・非該当）

- 1 介護福祉施設サービス（旧措置入所者の該当 あり・なし）
(生活保護等受給者 年 月から)
2 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
(生活保護等受給者 年 月から)
3 その他()

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成23年5月19日から施行し、この告示による改正後の奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の規定は、平成23年4月1日以後に提供されるサービスに係る軽減から適用する。
(経過措置)

2 有効期限が平成23年6月30日までの社会福祉法人等利用者負担軽減確認証については、減額割合中「28%」と

を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者についてはユニット型個室の居住費に係る利用者負担額に限り、生活保護等受給者については個室の居住費に係る利用者負担額に限り軽減の対象とする。

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、生活保護等受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額の全額を免除するものとする。

第9条中「（更新の）」を「（生活保護等受給者については、生活保護等の開始の日）（更新の）」に改める。

〔 利用者負担額は28%
(老齢福祉年金受給者は、53%)、食費、
居住費及び滞在費は
25% (老齢福祉年金受給者は、50%) 〕

〔 1／4
(老齢福祉年金受給者は1／2、生活保護等受給者は全額) 〕

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 生活保護等受給者の対象サービス及び軽減対象費用は、介護福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る居住費並びに短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る滞在費に限る。

あるいは「1／4」と、「53%」とあるのは「1／2」と読み替えるものとする。

(平成23年5月19日掲示済)

奈良市告示第292号

「奈良市債権整理方策検討業務」制限付一般競争入札募集要項を次のように定める。

平成23年5月20日

奈良市長 仲川元庸
「奈良市債権整理方策検討業務」制限付一般競争入

<p>札募集要項</p> <p>1 目的</p> <p>本市が保有する未収債権の縮減は、市民負担の公平性の確保とともに、財政健全化を推進する上で歳入の安定的確保のための重要な一つの柱であり、喫緊の課題となっています。</p> <p>そこで、未収債権の縮減のため、必要な行動計画を策定することとします。</p> <p>行動計画の策定に係る業務は、法律面、行政経営面において極めて高い専門的知識を有する民間事業者に委託することとし、その受託事業者を制限付一般競争入札によって募集します。</p> <p>2 業務の概要</p> <p>(1) 業務名称 奈良市債権整理方策検討業務（以下「本業務」という。）</p> <p>(2) 業務内容 別紙「奈良市債権整理方策検討業務仕様書」のとおり</p> <p>(3) 業務期間 契約の日から平成24年2月29日までの間</p> <p>(4) 業務執行場所 奈良市役所及び奈良市出先機関</p> <p>3 入札参加資格</p> <p>次の条件をすべて満たしている事業者であること。</p> <p>(1) 本業務に参加できる事業者は、弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の日本弁護士連合会に登録された弁護士（以下「構成員」という。）であって、3名以上の構成員による連合体（以下「共同事業体」という。）とする。</p> <p>(2) 共同事業体の構成員は、他の共同事業者の構成員として、重複して参加する者でないこと。</p> <p>(3) 共同事業体の構成員の中に、本業務の類似業務（都道府県又は人口10万人以上の市において、平成17年4月1日から平成23年3月31日までの間に履行完了若しくは現在履行中の未収金回収業務又は債権管理・回収に係る実務改善策作成業務）の受託実績がある者（法人又は任意の団体において類似業務の履行完了に携わった場合も同等とみなす）を1名以上含むこと。</p> <p>(4) 共同事業体の構成員全員が、次のアからクまでのいずれにも該当すること。</p> <p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 国税及び奈良市税を滞納していないこと。</p> <p>エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。</p> <p>オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。</p> <p>カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。</p>	<p>キ 弁護士法第57条第1項第2号から第4号までに掲げる事由により懲戒処分を受けていないこと。</p> <p>ク その他法令等に違反する行為をしていないこと。</p> <p>4 入札参加申請</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>①参加申請書（様式第1号）</p> <p>②共同事業体構成員名簿（様式第2号）</p> <p>③共同事業体協定書（様式第3号） 袋とじで作成すること。</p> <p>④誓約書（様式第4号）</p> <p>⑤類似業務受託実績調査（様式第5号）</p> <p>⑥構成員全員の納税証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）</p> <p>ア 奈良市内在住の構成員の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市が発行した平成22年度の市県民税及び固定資産税の納税証明書 <p>イ 奈良市外在住の構成員の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管税務署が発行した納税証明書（その3） <p>⑦構成員全員の弁護士会に所属している証明書</p> <p>(2) 提出部数</p> <p>各1部</p> <p>(3) 提出期間</p> <p>平成23年5月20日（金）から平成23年6月7日（火）までの奈良市役所の閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。</p> <p>(4) 提出方法</p> <p>共同事業体の構成員1人以上により、必ず持参すること。</p> <p>提出後は、その理由にかかわらず、引換えや撤回をすることができません。</p> <p>(5) 提出場所</p> <p>奈良市総務部税務室債権整理課（担当：増田・中西） 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟5階 電話：0742-34-4985（直通）</p> <p>5 入札参加資格の審査及び通知</p> <p>提出を受けた書類について、入札参加資格を審査し、入札参加を承認することとした共同事業体には入札参加承認通知書（様式第6号）により、入札参加を承認しないこととした共同事業体にはその理由を付した入札参加不承認通知書（様式第7号）により、平成23年6月9日（木）までに通知する。</p> <p>なお、通知方法は、参加申請書に記載された共同事業体の代表者に対し、電子メールを送信し、追って原本（市長公印を押印したもの）を送付する。</p> <p>6 質問の受付及び回答</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>平成23年5月20日（金）から平成23年5月27日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 質問方法</p>
---	--

必ず電子メールで次のメールアドレス宛てに送信すること。電話、ファクシミリ、送付、直接来所等による質問には応じない。

E-mail : saikenseiri@city.nara.lg.jp

(3) 質問書の様式

様式は自由とするが、次の項目を明記すること。

- ①電子メールの表題（「入札に関する質問（弁護士職氏名）」とすること。）
- ②質問者の氏名・所属弁護士会・事務所等の所在地・電話番号・メールアドレス

(4) 質問に対する回答

平成23年6月1日（水）頃に、各質問者に対して、質問書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにて回答する。

併せて、奈良市ホームページにおいて質問事項及び回答内容を公開する。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時

平成23年6月16日（木）午後1時30分から

(2) 開札の日時

入札の締切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所

奈良市役所 中央棟1階 入札室

(4) 入札における書類の様式

- ①入札書（様式第8号）
- ②委任状（様式第9号）

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (2) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
- (3) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

9 入札に関する注意事項

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 入札の方法は持参入札とする。
- (3) 入札に遅れた者は参加できない。
- (4) 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとする。
- (5) 代理人が入札する場合は必ず入札前に委任状を提出すること。
- (6) 入札者は共同事業体の代表者とする。共同事業体の代表者以外の構成員を入札者とする場合は、共同事業体の代表者の代理人として委任状を提出すること。
- (7) 落札者は予定価格（税抜き）以内であって、最低の価格をもって入札した者とする。

(8) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。

(10) 入札書は、封筒に入れ、封筒表面に「入札書」、封筒裏面に「共同事業体名」を記載して封印すること。

(11) 入札者の不正行為又は不正行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不適当であると認められるときは、執行をとりやめる。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。

(12) 入札参加を承認したこととした共同事業体は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(13) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換又は撤回をすることができない。

(14) 災害その他やむを得ない理由があるときは入札の中止又は入札期日の延期をすることがある。

(15) 再度入札は2回まで行う。なお、落札者のないときは、入札執行者の判断により処理する。

(16) 入札に参加した共同事業体が1者であるときは、入札は成立しないものとする。

10 その他

(1) 本業務の入札に参加する費用は、すべて共同事業体の負担とする。

(2) 本業務の入札及び入札参加申請においては、すべて弁護士会に届出済の構成員の職印を使用すること。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、奈良市情報公開条例の規定に基づき、提出書類を開示する場合がある。

(5) 入札参加を承認した共同事業体が2者以上ない場合は、本業務の入札を中止するが、その場合、入札参加申請を行った共同事業体が要した費用について、奈良市はその責めを負わない。また、入札が成立しなかった場合も同様とする。

(6) 本業務の入札に参加するに当たり、この要項に定めのない事項については、地方自治法施行令及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）等の関係法令によるものとする。

11 担当部局

奈良市総務部税務室債権整理課（担当：増田・中西）

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟5階

電話：0742-34-4985（直通）

ファクシミリ：0742-34-4945

奈良市公報

平成23年11月9日
(水曜日)

号外第21号

E-mail : saikenseiri@city.nara.lg.jp

仕様書及び様式省略

(平成23年5月20日掲示済)

奈良市告示第293号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年5月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年5月20日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年5月20日掲示済)

奈良市告示第294号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり一部廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成23年5月20日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市高天町14
申請者氏名	服部 彰夫
道路の位置	奈良市芝辻町三丁目97番1
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	15.6m
廃止年月日	平成23年5月20日
廃止番号	第23002号

(平成23年5月20日掲示済)

奈良市告示第295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

指定介護機関	施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地	
開設者		
名称	主たる事務所の所在地	

用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年5月20日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名	廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地	
吉川 章一	柔道整復	平成23年3月31日
さとうはりきゅう う整骨院（吉川 章一）	奈良県奈良市大 宮町七丁目2-12	

(平成23年5月20日掲示済)

奈良市告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年5月20日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名	施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地	
片岡 絵理	柔道整復	平成23年4月1日
さとうはりきゅう う整骨院（片岡 絵理）	奈良県奈良市大 宮町七丁目2-12	
大塚 健司	あんま	平成23年4月14日
株式会社ふれ あい在宅マッ サージ（大塚 健司）	奈良県奈良市白 毫寺町835-1 大和紀寺ビル305 号	

(平成23年5月20日掲示済)

奈良市告示第297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年5月23日

奈良市長 仲川元庸

株式会社ユーヒナ奈良	奈良県奈良市北永井町349-1	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成23年5月1日 平成23年5月1日 平成23年5月1日 平成23年5月1日
株式会社ユーヒナ奈良	奈良県奈良市北永井町349-1		
リハビリディサービス nagomi奈良学園前店	奈良県奈良市登美ヶ丘四丁目 4-4	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成23年5月1日 平成23年5月1日
ナラックス株式会社	奈良県天理市庵治町99番地		
エリシオン学園前	奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目 1994-6	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成23年4月1日 平成23年4月1日
株式会社セフティライフ	奈良県北葛城郡広陵町馬見南 四丁目1番1号		

(平成23年5月23日掲示済)

奈良市告示第298号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2 第11項の規定により般若寺町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年5月23日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	疋田彰 奈良市般若寺町237 番地	小井修一 奈良市般若寺町309 番地の7

(自動車2件)

物件番号	物件名(財産名称)	初年度登録	排気量(ℓ)	予定価格(円)	入札保証金(円)
車-1	車椅子用リフト付きパン いすゞ「ファーゴ」AT車	平成8年3月	2.96	400,000	40,000
車-2	ゴミ収集車 いすゞ「エルフ」MT車	平成9年6月	4.33	200,000	20,000

(物品2件)

物件番号	物件名(財産名称)	物件の概要	予定価格(円)	入札保証金(円)
物-1	先割れスプーン 3,000本	Nakanishi、大井金属製	10,000	1,000
物-2	CDアルバム26枚セット		1,000	100

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 入札の方式

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「ヤフー・オークション」）という。を利用して一般競争入札を行う。

（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>）

なお、入札参加手続き等についてはヤフー・オークショ

2 変更の年月日

平成23年4月1日

(平成23年5月23日掲示済)

奈良市告示第299号

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6 第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年5月23日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する市有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

2 入札の方法	ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「ヤフー・オークション」）において公開する。 (http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_nar_nara_city)
3 入札に必要な各種様式及び売却物件に関する資料の配布	

入札に必要な各種様式は、奈良市ホームページから入手できる。

(<http://www.city.nara.nara.jp/icity/browser?Action=content&ContentID=1281005973156&SiteID=00000000>)

また、売却物件の概要、写真等は、ヤフー・オークション奈良市ページにおいて公開する。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 奈良市が定める奈良市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるヤフー・オークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができる。
- (3) 市有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。
- (4) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) あらかじめ入札参加申込みの手続きを完了していること。

5 入札参加申込み及び入札保証金の納付

以下の(1)及び(2)の手続きを完了しない者は、入札に参加できない。

(1) 仮申込み

あらかじめ取得しているYahoo! JAPAN IDを使用してヤフー・オークション上で平成23年5月30日（月）午後1時から平成23年6月15日（水）午後2時までに手続きをすること。

(2) 本申込み

- ① 方法 仮申込み手続きを完了した後、所定の申込書により奈良市会計課に一般競争入札への参加を申し込むこと。
- ② 期間 平成23年5月30日（月）から平成23年6月15日（水）まで
(普通郵便で平成23年6月15日（水）の消印有効とする。)

(3) 入札保証金の納付

- ① 入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は、予定価格（最低売却価格）の100分の10以上の金額とする。
- ② 入札保証金は、奈良市が指定した納付方法により納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費（振込手数料等）は、入札に参加しようとする者の負担とする。
- ③ 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後全額返還する。

6 下見会の開催

(1) 下見会を行う日時及び場所

物件番号	日時	場所
車－1	平成23年6月6日（月）から6月10日（金）まで	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 駐車場
	午後1時～午後3時 (予約制)	奈良市左京五丁目2番地 環境清美センター駐車場
物－1		奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 会計課

7 入札期間及び方法

- (1) 入札期間 平成23年6月29日（水）午後1時から平成23年7月6日（水）午後1時まで

(2) 入札方法

- ① 上記5の(1)から(3)のすべての手続きを完了した者は、Yahoo! JAPAN IDで入札（入札金額をヤフー・オークション上に入力）すること。
- ② 入札（入札金額の入力）は1回のみとし、入札する者の都合による取消しや変更はできない。
- ③ 郵便等による入札書の提出は認めない。

8 開札及び落札者の決定

- (1) 平成23年7月6日（水）午後1時以後にヤフー・オークション上で開札を行う。
- (2) 物件ごとに予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。
- (4) 物件ごとに落札者のYahoo! JAPAN ID及び売却決定金額をヤフー・オークション上に公開する。

9 契約保証金の納付

落札者は、落札の決定後に契約保証金を納付する。契約保証金は、予定価格の100分の10以上の金額とし、落札者の納付した入札保証金を依頼書に基づき、全額契約保証金に充当する。

10 契約の締結

- (1) 落札者は、平成23年7月13日（水）までに売買契約書により契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が奈良市の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、契約保証金は、奈良市に帰属する。

11 売払代金の残金の納付

- (1) 契約を締結した者は、平成23年7月20日（水）午後3時までに奈良市が指定する方法により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- (2) 納付期限までに納付が確認できない場合は、契約保証金は、損害金として奈良市に帰属する。
- (3) 売払代金の残金（納付する金額）は、落札価額から契約保証金を差し引いた金額とする。

12 物件の引渡し

<p>売払代金の納付を奈良市が確認した後、売払代金納付時の現状のまま売却物件を引き渡す。 なお、引渡しに関する一切の費用は、落札者の負担とする。</p>	<p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 子育て関係団体・機関の関係者 (3) 市民から公募した者 (4) その他市長が適当と認める者</p>
<p>13 入札の無効 本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札及び入札説明書（市ガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。</p>	<p>3 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。 (会長及び副会長)</p>
<p>14 その他 (1) 入札参加者は、ヤフー・オークション奈良市ページ、市ガイドライン等を確認し、これらの条項を遵守すること。</p>	<p>第4条 検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。</p>
<p>(2) 契約締結後に奈良市の責に帰すことができない事由により滅失、き損等が生じた場合、奈良市に対して契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。</p> <p>(3) この公告、市ガイドライン等に記載する事項及び下見会にて確認した売却物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。また、奈良市は、かし担保責任を負わない。</p> <p>(4) 契約締結後に、その契約に定める義務を履行しないときは、その損害に相当する金額を損害賠償として奈良市に支払わなければならない。</p>	<p>2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p>
<p>問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市 会計課 電話 0742-34-5294 E-mail kaikei@city.nara.lg.jp</p>	<p>第5条 検討委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。</p>
	<p>2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p>
	<p>3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席)</p>
	<p>第6条 会長は、必要があると認めるとときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。 (専門部会)</p>
	<p>第7条 検討委員会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。 (庶務)</p>
	<p>第8条 検討委員会の庶務は、子ども政策課において処理する。 (委任)</p>
	<p>第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。</p>
	<p>附 則 (施行期日)</p>
	<p>1 この告示は、平成23年7月1日から施行する。 (奈良市保育所運営検討委員会設置要綱の廃止)</p> <p>2 奈良市保育所運営検討委員会設置要綱（平成18年奈良市告示第514号）は、廃止する。 (平成23年5月23日掲示済)</p>
	<p>奈良市告示第301号</p>
	<p>奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。 平成23年5月23日</p>
	<p>奈良市長 仲川元庸</p>
	<p>1 処分の根拠</p>

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないたため。	
2	処分対象自転車等の保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設
3	処分年月日 平成23年6月6日
4	処分対象自転車等の移動年月日 平成23年2月1日、同月3日、同月6日、同月8日、同月14日から同月15日まで、同月17日、同月21日から同月22日まで及び同月24日から同月25日まで
(平成23年5月23日掲示済)	

奈良市告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年5月24日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
春名病院	奈良県奈良市南京終町一丁目176-1	平成23年3月22日
なら新大宮クリニック	奈良県奈良市芝辻町四丁目2-2 新大宮伝宝ビル6階	平成23年4月30日
横井歯科医院	奈良県奈良市光明院町17	平成23年4月1日
越智歯科医院	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目1-7	平成23年3月31日

(平成23年5月24日掲示済)

奈良市告示第303号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年5月24日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
なら新大宮クリニック	奈良県奈良市芝辻町四丁目2-2 新大宮伝宝ビル6階	平成23年5月1日
やまなか歯科	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3F	平成23年5月1日

(平成23年5月24日掲示済)

奈良市告示第304号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年5月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年5月24日
- 3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成23年5月24日掲示済)

奈良市告示第305号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成23年5月26日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市学園南二丁目11番8-2号
申請者氏名	吉田 美恵子
道路の位置	奈良市東九条町608番3の一部
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	32.564m
指定年月日	平成23年5月26日
指定番号	第22018号

(平成23年5月26日掲示済)

奈良市告示第306号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年5月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年5月26日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年5月26日掲示済)

奈良市告示第307号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年5月30日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年5月30日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年5月30日掲示済)

奈良市告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
多鹿 美和子	永田眼科	奈良市宝来町北山田1147番地	眼科 (視覚障害)	平成23年5月25日

(平成23年5月31日掲示済)

奈良市告示第310号

奈良市つどいの広場事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年5月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市つどいの広場事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市つどいの広場事業実施要綱（平成19年奈良市告示第90号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「5日」を「3日」に改める。

附 則

この告示は、平成23年5月31日から施行する。

(平成23年5月31日掲示済)

奈良市告示第311号

平成23年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第12条第3項、第12条の6の5第3項及び第12条の11第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年5月31日

奈良市長 仲川元庸

1 基礎賦課額の保険料率

おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年5月30日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成23年3月9日 奈良市指令都整開 第10A-38号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成23年5月30日 第1257号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市南京終町一丁目89番1の一部及び89番5の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市登美ヶ丘一丁目6番16号

今西 豊

(平成23年5月30日掲示済)

奈良市告示第309号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成23年5月31日

奈良市長 仲川元庸

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の 100分の8.2

(2) 被保険者均等割

被保険者1人につき 26,400円

(3) 世帯別平等割

1世帯につき 24,600円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の 100分の2

(2) 被保険者均等割

被保険者1人につき 7,200円

(3) 世帯別平等割

1世帯につき 6,000円

3 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の 100分の2

(2) 被保険者均等割

被保険者1人につき 16,200円

(平成23年5月31日掲示済)

奈良市告示第312号

平成23年度国民健康保険料の減額の額を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）第16条第2項（同条第3項において

読み替えて準用する場合を含む。)において準用する条例第12条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年5月31日

奈良市長 仲川元庸

1 基礎賦課額の減額の額

- (1) 条例第16条第1項第1号アに規定する額 18,480円
- (2) 条例第16条第1項第1号イに規定する額 17,220円
- (3) 条例第16条第1項第2号アに規定する額 13,200円
- (4) 条例第16条第1項第2号イに規定する額 12,300円
- (5) 条例第16条第1項第3号アに規定する額 5,280円
- (6) 条例第16条第1項第3号イに規定する額 4,920円

2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額

- (1) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条 第1項第1号アに規定する額 5,040円
- (2) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条 第1項第1号イに規定する額 4,200円
- (3) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条 第1項第2号アに規定する額 3,600円
- (4) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条 第1項第2号イに規定する額 3,000円
- (5) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条 第1項第3号アに規定する額 1,440円
- (6) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条 第1項第3号イに規定する額 1,200円

3 介護納付金賦課額の減額の額

- (1) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条 第1項第1号アに規定する額 11,340円
- (2) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条 第1項第2号アに規定する額 8,100円
- (3) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条 第1項第3号アに規定する額 3,240円

(平成23年5月31日掲示済)

奈良市告示第313号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年5月31日

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 諸 収 入		千円 24,389	千円 624,542	千円 648,931
	1 雜 入	24,389	624,542	648,931
歳 入 合 計		31,000	624,542	655,542

歳 出

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年3月25日 奈良市指令都整開 第07A-50号
平成21年4月16日 奈良市指令都整開 第07A-50-1号
平成22年6月25日 奈良市指令都整開 第07A-50-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年5月31日 第1258号
公共施設 平成23年5月31日 第556号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西新在家町17番2、17番3、17番4及び20番16並びに北市町80番8
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区今橋2-5-8 ト tradeピア淀屋橋
アーク不動産株式会社 代表取締役 高山芳夫
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市西新在家町17番4
(2) 公園
奈良市西新在家町17番3

(平成23年5月31日掲示済)

奈良市告示第314号

平成23年5月31日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成23年5月31日

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成23年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)
平成23年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)
平成23年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ624,542千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ655,542千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		千円 一	千円 624,542	千円 624,542
	1 繰上充用金	一	624,542	624,542
歳出合計		31,000	624,542	655,542

(平成23年5月31日掲示済)

監査

奈良市監査委員告示第11号

地方自治法第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成23年5月31日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 石原 俊彦
同 高杉 美根子
同 松石 聖一

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

清水 万里夫
大阪府泉大津市上之町1-13
岡本 善英
奈良県奈良市樽井町7
本田 真二郎
京都府京都市山科区音羽稻芝17
山崎 正裕
奈良県生駒郡斑鳩町幸前1丁目1-43
増田 享弘
奈良県橿原市曾我町175-2
小林 祐介
兵庫県川西市東畦野山手1-2-2

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成23年5月31日から平成24年3月31日まで

(平成23年5月31日掲示済)

公営企業

奈良市水道局告示第11号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年5月16日

奈良市水道事業管理者
福村 圭司

1 入札に付する事項

送・配水管工事、奈良市南肘塚町地内ほか4件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成23年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

- エ 入札書に記名押印のない入札
オ 入札金額を訂正した入札
カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年5月19日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年5月20日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成23年5月16日掲示済）

奈良市水道局告示第12号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年5月20日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
田尻建設	田尻 雅瑞	奈良市南京終町768番地の2	平成23年5月16日

（平成23年5月20日掲示済）

奈良市水道局告示第13号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年5月20日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
水道レスキューPRO	服部全祥	京都府八幡市橋本北ノ町15-304	平成23年5月19日

（平成23年5月20日掲示済）

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第37号

平成23年6月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成23年6月3日から平成23年6月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成23年5月19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村武

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

（平成23年5月19日掲示済）

奈良市選挙管理委員会告示第38号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成23年6月3日から平成23年6月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成23年5月19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 河村武

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

（平成23年5月19日掲示済）

農業委員会

奈良市農業委員会告示第8号

奈良市農業委員会平成23年6月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成23年5月26日

奈良市農業委員会

農政部会長 萩田充宏

- 1 日時
平成23年6月2日(木) 午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 報告
(1) 農業経営に関する意向調査の実施結果について
- 4 議題
(1) 平成24年度農業施策に関する要望書(案)について
(2) なら農業委員会だより第52号の編集について
- 5 その他
(平成23年5月26日掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。